

第65号議案

学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和8年9月3日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会訓令第 号

文京区立幼稚園

文京区立幼稚園型認定こども園

文京区立小学校

文京区立中学校

学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第六号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

文京区教育委員会

第二条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「及び県費負担教職員」を「県費負担教職員及び会計年度任用職員」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「県費負担教職員」の下に「時間講師」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「会計年度任用職員をいう」を「会計年度任用職員（時間講師を除く。）をいう」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 時間講師 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）第二条第一項に規定する教員をいう。

第二条の二第二項中「会計年度任用職員」を「時間講師」に改める。

第五条第二項中「会計年度任用職員」を「時間講師」に、同条第三項中「第四号まで」を「第三号まで」に改める。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

事 由	
一 出勤（三から五までに該当する場合を除き、幼稚園教育職員に限る。）	出勤
二 退勤（幼稚園教育職員に限る。）	退勤
三 週休日の出勤（五に該当する場合を除き、幼稚園教育職員に限る。）	週出
四 休日の出勤（幼稚園教育職員に限る。）	休出
五 半日勤務時間を割り振られることとなった週休日の出勤（幼稚園教育職員に限る。）	半出
六 週休日又は休日の出勤（県費負担教職員及び会計年度任用職員（以下「県費負担教職員等」という。）に限る。）	出
七 出張	出張
八 地方公務員法第三十九条又は教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二條から第二十五條までの規定による研修	研修
九 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七第一項の規定による他の地方公共団体への派遣又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）第二条第一項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年六月文京区条例第二十四号）第二条第一項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣（幼稚園教育職員及び県費負担教職員に限る。）	派遣

十 週休日	週休
十一 週休日の振替（幼稚園教育職員に限る。）	週振
十二 週休日の変更（県費負担教職員等に限る。）	休変
十三 超過勤務の代休時間（県費負担教職員に限る。）	超代
十四 休日	休日
十五 休日の代休日	代休
十六 年次有給休暇	
ア 一日単位（幼稚園教育職員に限る。）	年休
イ 一日単位（県費負担教職員等に限る。）	年休 全
ウ 半日単位（県費負担教職員に限る。）	年休 半
エ 時間単位	年休
十七 病気休暇	病休
十八 公民権行使等休暇	公民
十九 出生サポート休暇（一日単位又は時間単位とし、幼稚園教育職員に限る。）	出サ

二十	妊娠出産休暇	産休
二十一	妊娠症状対応休暇	妊娠
二十二	早期流産休暇（県費負担教職員に限る。）	早期
二十三	母子保健健診休暇	母子
二十四	妊婦通勤時間	妊婦
二十五	育児時間	育児
二十六	出産協力休暇（一日単位又は時間単位とし、幼稚園教育職員に限る。）	出協
二十七	出産支援休暇（県費負担教職員等に限る。）	支援
二十八	育児参加休暇（一日単位又は時間単位とし、県費負担教職員等に限る。）	育参
二十九	子の看護等休暇（一日単位又は時間単位とし、幼稚園教育職員に限る。）	看休
三十	子どもの看護等休暇（県費負担教職員等に限る。）	看休
三十一	生理休暇（幼稚園教育職員に限る。）	生休
三十二	健康管理休暇（県費負担教職員等に限る。）	健休
三十三	慶弔休暇	慶弔

三十四	災害休暇	災害
三十五	夏季休暇	夏休
三十六	ボランティア休暇（幼稚園教育職員及び県費負担教職員に限る。）	ボ休
三十七	リフレッシュ休暇（幼稚園教育職員に限る。）	リ休
三十八	長期勤続休暇（県費負担教職員に限る。）	勤休
三十九	短期の介護休暇（一日単位又は時間単位）	短介
四十	介護休暇（一日単位又は時間単位）	介護
四十一	介護時間	介時
四十二	職務に専念する義務の免除（四十三に該当する場合を除く。）	職免
四十三	勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除（幼稚園教育職員及び県費負担教職員に限る。）	軽減
四十四	高齢者部分休業（幼稚園教育職員に限る。）	高休
四十五	自己啓発等休業（幼稚園教育職員に限る。）	啓発
四十六	大学院修学休業（県費負担教職員に限る。）	学休
四十七	配偶者同行休業（幼稚園教育職員に限る。）	同行

四十八	配偶者同行休業（県費負担教職員に限る。）	同休
四十九	育児休業	育休
五十	育児短時間勤務（育児短時間勤務の例による短時間勤務を含み、幼稚園教育職員に限る。）	育短
五十一	部分休業	部休
五十二	子育て部分休暇（幼稚園教育職員に限る。）	子休
五十三	子育て部分休暇（県費負担教職員等に限る。）	子部
五十四	休職	休職
五十五	停職	停職
五十六	地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書の規定による職員団体等の業務従事（幼稚園教育職員に限る。）	専従
五十七	教育公務員特例法第十四条（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十三年法律第十七号）において準用する場合を含む。）の休職若しくは職員の結核休養に関する条例（昭和三十年三月文京区条例第一号）の規定による休養	結休
五十八	公務上の傷病（幼稚園教育職員に限る。）	公災
五十九	公務上の傷病（県費負担教職員等に限る。）	公傷

六十	通勤途上の傷病	通災
六十一	事故欠勤	事故
六十二	私事欠勤（六十三から六十五までに該当する場合を除く。）	私事
六十三	遅参	遅参
六十四	早退	早退
六十五	無届欠勤	不参
六十六	勤務を割り振られない日（会計年度任用職員に限る。）	非出

備考一 県費負担教職員等の出勤については、当該職員の姓を表示する。

備考二 幼稚園教育職員の時間単位の休暇等の取得については、取得時間数を表示する。

備考三 県費負担教職員等の時間単位の休暇等の取得については、取得時間数を表示する。

別表第二（第五条関係）

事由	出勤簿表示
一 週休日又は休日の出勤	出

二 出張

三 地方公務員法第三十九条又は教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二條から第二十五条までの規定による研修

四 週休日

五 週休日の変更

六 休日

七 休日の代休日

八 年次有給休暇

代 休

休 日

休 変

週 休

研 修

出 張

ア 一日単位

イ 時間単位（出勤時間後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。）

九 病気休暇

十 公民権行使等休暇

十一 妊娠出産休暇

十二 妊娠症状対応休暇

十三 母子保健健診休暇

母子	妊娠	産休	公民	病休	年休	年休全
----	----	----	----	----	----	-----

十四 妊婦通勤時間

十五 育児時間

十六 出産支援休暇

十七 育児参加休暇

ア 一日単位

イ 時間単位（出勤時間後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。）

十八 子どもの看護等休暇

看 休	育 参	育 参	支 援	育 児	妊 婦
-----	--------	-----	-----	-----	-----

十九 健康管理休暇

二十 慶弔休暇

二十一 災害休暇

二十二 夏季休暇

二十三 短期の介護休暇

ア 一日単位

イ 時間単位（出勤時間後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。）

二十四 介護休暇

短 介	短 介	夏 休	災 害	慶 弔	健 休
--------	-----	-----	-----	-----	-----

ア 一日単位

イ 時間単位（出勤時間後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。）

二十五 介護時間

二十六 職務に専念する義務の免除

二十七 育児休業

二十八 部分休業

二十九 子育て部分休暇

子 部	部 休	育 休	職 免	介 時	介 護	介 護
-----	-----	-----	-----	-----	--------	-----

三十 休職

三十一 停職

三十二 教育公務員特例法第十四条（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十三年法律第十七号）において準用する場合を含む。）の休職若しくは職員の結核休養に関する条例（昭和三十年三月文京区条例第一号）の規定による休養

三十三 公務上の傷病

三十四 通勤途上の傷病

三十五 事故欠勤

三十六 私事欠勤（三十六から三十八までに該当する場合を除く。）

私 事	事 故	通 災	公 傷	結 休	停 職	休 職
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

三十七 遅参

三十八 早退（押印又は他の表示の上に表示すること。）

三十九 無届欠勤

四十 勤務を割り振られない日

備考 時間単位の休暇等の取得については、取得時間数を表示する。

付 則

この訓令による改正後の学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の規定は、令和八年六月一日から適用する。ただし、別表第一第三十一号、第三十二号、第四十五号及び第四十六号の改正規定は、令和八年四月一日から適用する。

出 非

参 不

早

遅

学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第六号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程 平成十二年三月文京区教育委員会訓令第六号 令和八年 月文京区教育委員会訓令第 号 第一条 （略） （定義） 第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 （略） 三 時間講師 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）第二条第一項に規定する教員をいう。 四 会計年度任用職員 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二の規定に基づき東京都教育委員会に任用され、区立学校に勤務する会計年度任用職員（時間講師を除く。）をいう。 五 職員 幼稚園教育職員、県費負担教職員、時間講師及び会計年度任用職員をいう。 六 出勤記録 庶務事務システム（電子計算組織を利用して幼稚園教育職員、県費負担教職員及び会計年度任用職員（以下「幼稚園教育職員等」という。）の勤務状況の管理等に関する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）により記録する幼稚園教育職員等の出勤等に関する情報で、別表第一に定めるところにより表示されるものをいう。 七 出勤簿 学校職員服務取扱規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第五号）第七条第二項に規定する出勤簿をいう。	○学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程 平成十二年三月文京区教育委員会訓令第六号 第一条 （略） （定義） 第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 （略） （新設） 三 会計年度任用職員 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二の規定に基づき東京都教育委員会に任用され、区立学校に勤務する会計年度任用職員_____をいう。 四 職員 幼稚園教育職員、県費負担教職員_____及び会計年度任用職員をいう。 五 出勤記録 庶務事務システム（電子計算組織を利用して幼稚園教育職員及び県費負担教職員_____（以下「幼稚園教育職員等」という。）の勤務状況の管理等に関する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）により記録する幼稚園教育職員等の出勤等に関する情報で、別表第一に定めるところにより表示されるものをいう。 六 出勤簿 学校職員服務取扱規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第五号）第七条第二項に規定する出勤簿をいう。

(整理の区分)

第二条の二 幼稚園教育職員等の出勤等の記録の整理は、出勤記録により行う。

2 時間講師 _____ の出勤等の記録の整理は、出勤簿により行う。

第三条～第四条の二 (略)

(出勤簿の点検及び表示)

第五条 整理保管者は、毎日出勤時限後、出勤簿を点検し、押印のないものについては、別表第二に定める区分に従い、相当の表示をしなければならない。

2 整理保管者は、忘印のため押印することができない時間講師 _____ に関しては、届出により当日以後に押印させることができる。

3 整理保管者は、第一項の表示をするときは、別表第二中第一号から第三号までに定める表示については赤又は類似の色を、その他の表示については黒又は類似の色を用いなければならない。ただし、整理保管者が出勤簿整理上必要とするときは、他の色を用いることができる。

第六条・第七条 (略)

付 則

この訓令による改正後の学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の規定は、令和八年六月一日から適用する。ただし、別表第一第三十一号、第三十二号、第四十五号及び第四十六号の改正規定は、令和八年四月一日から適用する。

別表第一 (第二条関係)

【別記 1 参照】

別表第二 (第五条関係)

【別記 2 参照】

(整理の区分)

第二条の二 幼稚園教育職員等の出勤等の記録の整理は、出勤記録により行う。

2 会計年度任用職員の出勤等の記録の整理は、出勤簿により行う。

第三条～第四条の二 (略)

(出勤簿の点検及び表示)

第五条 整理保管者は、毎日出勤時限後、出勤簿を点検し、押印のないものについては、別表第二に定める区分に従い、相当の表示をしなければならない。

2 整理保管者は、忘印のため押印することができない会計年度任用職員に関しては、届出により当日以後に押印させることができる。

3 整理保管者は、第一項の表示をするときは、別表第二中第一号から第四号までに定める表示については赤又は類似の色を、その他の表示については黒又は類似の色を用いなければならない。ただし、整理保管者が出勤簿整理上必要とするときは、他の色を用いることができる。

第六条・第七条 (略)

別表第一 (第二条関係)

【別記 1 参照】

別表第二 (第五条関係)

【別記 2 参照】

【別記 1】

改正後（案）		現行	
事由	出勤記録表示	事由	出勤記録表示
一～五 （略）		一～五 （略）	
六 週休日又は休日の出勤（県費負担教職員及び会計年度任用職員（以下「県費負担教職員等」という。）に限る。）	出	六 週休日又は休日の出勤（県費負担教職員_____に限る。）	出
七・八 （略）		七・八 （略）	
九 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七第一項の規定による他の地方公共団体への派遣又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）第二条第一項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年六月文京区条例第二十四号）第二条第一項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣（幼稚園教育職員及び県費負担教職員に限る。）	派遣	九 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七第一項の規定による他の地方公共団体への派遣又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）第二条第一項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年六月文京区条例第二十四号）第二条第一項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣（_____）	派遣
十・十一 （略）		十・十一 （略）	
十二 週休日の変更（県費負担教職員等に限る。）	休変	十二 週休日の変更（県費負担教職員_____に限る。）	休変
十三～十五 （略）		十三～十五 （略）	
十六 年次有給休暇		十六 年次有給休暇	
ア （略）		ア （略）	
イ 一日単位（県費負担教職員等に限る。）	年休 全	イ 一日単位（県費負担教職員_____に限る。）	年休 全

ウ・エ (略)		ウ・エ (略)	
十七～二十六 (略)		十七～二十六 (略)	
二十七 出産支援休暇（県費負担教職員等に限る。）	支援	二十七 出産支援休暇（県費負担教職員_に限る。）	支援
二十八 育児参加休暇（一日単位又は時間単位とし、県費負担教職員等に限る。）	育参	二十八 育児参加休暇（_____県費負担教職員_に限る。）	育参
二十九 (略)		二十九 (略)	
三十 子どもの看護等休暇（県費負担教職員等に限る。）	看休	三十 子どもの看護_休暇（県費負担教職員_に限る。）	看休
三十一 生理休暇（幼稚園教育職員に限る。）	生休	三十一 生理休暇_____	生休
三十二 健康管理休暇（県費負担教職員等に限る。）	健休	(新設)	
三十三 慶弔休暇	慶弔	三十二 慶弔休暇	慶弔
三十四 災害休暇	災害	三十三 災害休暇	災害
三十五 夏季休暇	夏休	三十四 夏季休暇	夏休
三十六 ボランティア休暇（幼稚園教育職員及び県費負担教職員に限る。）	ボ休	三十五 ボランティア休暇_____	ボ休
三十七 リフレッシュ休暇（幼稚園教育職員に限る。）	リ休	三十六 リフレッシュ休暇（幼稚園教育職員に限る。）	リ休
三十八 長期勤続休暇（県費負担教職員に限る。）	勤休	三十七 長期勤続休暇（県費負担教職員に限る。）	勤休
三十九 短期の介護休暇（一日単位又は時間単位）	短介	三十八 短期の介護休暇（一日単位又は時間単位）	短介
四十 介護休暇（一日単位又は時間単位）	介護	三十九 介護休暇（一日単位又は時間単位）	介護
四十一 介護時間	介時	四十 介護時間	介時
四十二 職務に専念する義務の免除（四十三に該当する場合を除く。）	職免	四十一 職務に専念する義務の免除（四十二に該当する場合を除く。）	職免
四十三 勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除（幼稚園	軽減	四十二 勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除	軽減

園教育職員及び県費負担教職員に限る。)			
四十四 高齢者部分休業（幼稚園教育職員に限る。）	高休	四十三 高齢者部分休業（幼稚園教育職員に限る。）	高休
四十五 自己啓発等休業（幼稚園教育職員に限る。）	啓発	四十四 自己啓発等休業	啓発
四十六 大学院修学休業（県費負担教職員に限る。）	学休	四十五 大学院修学休業	学休
四十七 配偶者同行休業（幼稚園教育職員に限る。）	同行	四十六 配偶者同行休業（幼稚園教育職員に限る。）	同行
四十八 配偶者同行休業（県費負担教職員に限る。）	同休	四十七 配偶者同行休業（県費負担教職員に限る。）	同休
四十九 育児休業	育休	四十八 育児休業	育休
五十 育児短時間勤務（育児短時間勤務の例による短時間勤務を含み、幼稚園教育職員に限る。）	育短	四十九 育児短時間勤務（育児短時間勤務の例による短時間勤務を含み、幼稚園教育職員に限る。）	育短
五十一 部分休業	部休	五十 部分休業	部休
五十二 子育て部分休暇（幼稚園教育職員に限る。）	子休	五十一 子育て部分休暇（幼稚園教育職員に限る。）	子休
五十三 子育て部分休暇（県費負担教職員等に限る。）	子部	五十二 子育て部分休暇（県費負担教職員に限る。）	子部
五十四 休職	休職	五十三 休職	休職
五十五 停職	停職	五十四 停職	停職
五十六 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書又は地方公 営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八 十九号）第六条第一項ただし書の規定による職員団体等の業務 従事（幼稚園教育職員に限る。）	専従	五十五 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書又は地方公 営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八 十九号）第六条第一項ただし書の規定による職員団体等の業務 従事（幼稚園教育職員に限る。）	専従
五十七 教育公務員特例法第十四条（公立の学校の事務職員の休 職の特例に関する法律（昭和三十三年法律第百十七号）におい て準用する場合を含む。）の休職若しくは職員の結核休養に関 する条例（昭和三十年三月文京区条例第一号）の規定による休	結休	五十六 教育公務員特例法第十四条（公立の学校の事務職員の休 職の特例に関する法律（昭和三十三年法律第百十七号）におい て準用する場合を含む。）の休職若しくは職員の結核休養に関 する条例（昭和三十年三月文京区条例第一号）の規定による休	結休

養		養	
五十八 公務上の傷病（幼稚園教育職員に限る。）	公災	五十七 公務上の傷病（幼稚園教育職員に限る。）	公災
五十九 公務上の傷病（県費負担教職員等に限る。）	公傷	五十八 公務上の傷病（県費負担教職員__に限る。）	公傷
六十 通勤途上の傷病	通災	五十九 通勤途上の傷病	通災
六十一 事故欠勤	事故	六十 事故欠勤	事故
六十二 私事欠勤（六十三から六十五までに該当する場合を除く。）	私事	六十一 私事欠勤（六十二から六十四までに該当する場合を除く。）	私事
六十三 遅参	遅参	六十二 遅参	遅参
六十四 早退	早退	六十三 早退	早退
六十五 無届欠勤	不参	六十四 無届欠勤	不参
六十六 勤務を割り振られない日（会計年度任用職員に限る。）	非出	(新設)	
備考一 県費負担教職員等の出勤については、当該職員の姓を表示する。		備考一 県費負担教職員__の出勤については、当該職員の姓を表示する。	
備考二 幼稚園教育職員の時間単位の休暇等の取得については、取得時間数を表示する。		備考二 幼稚園教育職員の時間単位の休暇等の取得については、取得時間数を表示する。	
備考三 県費負担教職員等の時間単位の休暇等__の取得については、取得時間数を表示する。	取得時	備考三 県費負担教職員__の時間単位の年次有給休暇の取得については、取得時間数を表示する。	

【別記2】

改正後（案）		現行	
事由	出勤簿表示	事由	出勤簿表示
一～三 （略） <u>（削除）</u>	（略） 休 変	一～三 （略） 四 <u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二</u> <u>条の十七第一項の規定による他の地方公共団体への派遣</u> <u>又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇</u> <u>等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）第二</u> <u>条第一項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派</u> <u>遣若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員</u> <u>の処遇等に関する条例（昭和六十三年六月文京区条例第二</u> <u>十四号）第二条第一項の規定による外国の地方公共団体の</u> <u>機関等への派遣</u>	派 遣
四 週休日 五 <u>週休日の変更</u>		五 週休日 <u>（新設）</u>	（略）
六～十 （略）		六～十 （略）	（略）

(削除)

十一 妊娠出産休暇

十二 妊娠症状対応休暇

十三 母子保健健診休暇

十四 妊婦通勤時間

十五 育児時間

(削除)

十六 出産支援休暇

十七 育児参加休暇

ア・イ (略)

十八 子どもの看護等休暇

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

看 休

十一 出生サポート休暇（一日単位で与えたときは全を、時間単位で承認したときは時間数を記入する。）

十二 妊娠出産休暇

十三 妊娠症状対応休暇

十四 母子保健健診休暇

十五 妊婦通勤時間

十六 育児時間

十七 出産協力休暇（一日単位で与えたときは全を、時間単位で承認したときは時間数を記入する。）

十八 出産支援休暇

十九 育児参加休暇

ア・イ (略)

二十 子どもの看護休暇

出 協

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

出 協

(略)

看 休

十九 健康管理休暇

二十 慶弔休暇

二十一 災害休暇

二十二 夏季休暇

(削除)

二十三 短期の介護休暇

ア・イ (略)

二十四 介護休暇

ア 一日単位

健 休

(略)

(略)

(略)

(削除)

介 護

二十一 生理休暇

二十二 慶弔休暇

二十三 災害休暇

二十四 夏季休暇

二十五 ボランティア休暇

二十六 短期の介護休暇

ア・イ (略)

二十七 介護休暇

(新設)

生 休

(略)

(略)

(略)

ボ 休

介 護

イ 時間単位（出勤時間後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。）

二十五 介護時間

二十六 職務に専念する義務の免除

（削除）

（削除）

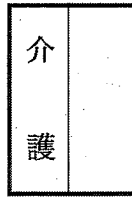
二十七 育児休業

二十八 部分休業

二十九 子育て部分休暇

三十 休職

三十一 停職



（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（新設）

二十八 介護時間

二十九 職務に専念する義務の免除

三十 勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除

三十一 配偶者同行休業

三十二 育児休業

三十三 部分休業

三十四 子育て部分休暇

三十五 休職

三十六 停職

（略）

（略）



（略）

（略）

（略）

（略）

（略）



三十二 教育公務員特例法第十四条（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百十七号）において準用する場合を含む。）の休職若しくは職員の結核休養に関する条例（昭和三十年三月文京区条例第一号）の規定による休養

三十三 公務上の傷病

三十四 通勤途上の傷病

三十五 事故欠勤

三十六 私事欠勤（三十七から三十九までに該当する場合を除く。）

三十七 遅参

三十八 早退（押印又は他の表示の上に表示すること。）

三十九 無届欠勤

（削除）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

三十七 教育公務員特例法第十四条（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百十七号）において準用する場合を含む。）の休職若しくは職員の結核休養に関する条例（昭和三十年三月文京区条例第一号）の規定による休養

（略）

三十八 公務上の傷病

（略）

三十九 通勤途上の傷病

（略）

四十 事故欠勤

（略）

四十一 私事欠勤（四十二から四十四に該当する場合を除く。）

（略）

四十二 遅参

（略）

四十三 早退（押印又は他の表示の上に表示すること。）

（略）

四十四 無届欠勤

（略）

四十五 傷病欠勤

傷 欠

<u>(削除)</u>		<u>四十六</u> <u>介護欠勤</u>	介 欠
<u>(削除)</u>		<u>四十七</u> <u>育児欠勤</u>	育 欠
<u>四十</u> 勤務を割り振られない日	(略)	<u>四十八</u> 勤務を割り振られない日	(略)
<u>備考</u> 時間単位の休暇等の取得については、取得時間数を表示する。		<u>(新設)</u>	